

「茨城町ラムサール条約登録湿地涸沼に関する条例（案）」についてパブリック・コメント（意見公募）を募集します。

パブリック・コメントは、町が政策に関する計画や条例などを策定するとき、それらの趣旨や内容などを町民の皆さんに公表し、意見募集を行い、寄せられた意見などを考慮して、最終的な計画等の案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する町の考え方をあわせて公表していく一連の手続きをいいます。

涸沼のラムサール条約の登録については、平成27年5月下旬に登録が見込まれていることから、涸沼の環境保全・再生、ワイズユース、交流・学習等に関して、必要な事項を定めることにより、その涸沼の優れた環境、存在する動植物、食文化等を将来の世代へ確実に引き継ぐことを目的とする条例を制定するものであります。

つきましては、「茨城町ラムサール条約登録湿地涸沼に関する条例（案）」について、下記のとおりパブリック・コメントを募集しますので、御意見・御提案をお寄せください。

記

1 募集内容

茨城町ラムサール条約登録湿地涸沼に関する条例（案）

2 募集期間

平成27年5月14日（木）から平成27年5月31日（日）まで

3 閲覧場所

- (1) 茨城町ホームページ
- (2) 茨城町総務企画部新政策審議室

4 応募資格

次の(1)から(5)までのうちいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校に在学する方
- (5) 町税の納税者

5 意見等の提出方法

次の(1)から(4)までのうちいずれかの方法により、任意の様式等に氏名、住所、連絡先（電話番号）を必ず明記の上、下記の宛先へ提出してください。氏名等の記入がない場合は、意見として検討されない場合がありますので、ご注意ください。

なお、意見を明確に把握するため、電話など口頭での御意見はお受けできませんのでご了承ください。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 直接持参（茨城町総務企画部新政策審議室）

6 その他

- (1) 提出いただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で後日、茨城町ホームページにて公表します。
- (2) 個々の御意見に対し、個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 結果公表の際には、御意見以外は公表しません。

7 提出・問合せ先

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
茨城町総務企画部新政策審議室  
電話 029-215-8003 ファクシミリ 029-292-6748  
電子メール shinseisaku@town.ibaraki.ibaraki.jp